

令和元年第7回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月11日(月) 午前9時30分から10時13分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	岩井 壽美雄 君	3番	時田 宏 君
4番	川崎 良巳 君	5番	佐々木 一 榮 君
6番	高村 國昭 君	7番	中里 光明 君
8番	竹原 誠 君	9番	佐々木 喜克 君
10番	鈴木 幸雄 君	11番	三浦 弘文 君
12番	豊川 敏雄 君	13番	鳥谷部 甚一郎 君
14番	北村 勉 君	15番	柏田 雅俊 君
16番	[欠員]	17番	鳥谷部 孝雄 君
18番	三浦 房雄 君	19番	中川原 隆雄 君

4. 欠席委員 (1人)

会長職務代理者 大沢 トモ子 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第7号 法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について

第4 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第29号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第30号 五戸町農業委員会非農地通知事務取扱要領の制定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長

舩 沢 実 君

事務局次長	赤坂和浩君
総務班長	黒沢満尋君
主幹	川村悦子君

7. 会議の概要

会長（岩井） ただ今から令和元年第7回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださりまして厚くお礼申し上げます。

本日の総会の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（舩沢） 本日、2番 会長職務代理者 大沢トモ子 委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は18名中、17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議長（岩井） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは、10番 鈴木幸雄 委員と17番 鳥谷部孝雄 委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名いたします。

議長（岩井） それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議 長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

8 番（竹原） 29日の第2回三八地域農地中間管理事業推進連絡会の内容と出席者を教えてください。

事務局（黒沢） [業務報告内容等の説明]

8 番（竹原） はい、ありがとうございました。
管理事業推進については、事務局の方で連携を取って推進してもらいたいと思います。

議 長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

議 長（岩井） 次に、日程第3、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、議案書1ページと参考資料の1ページをご覧ください。
1番の農地の所在は、字虫追塚前●●、田、面積は●●㎡です。
賃借人が規模縮小するために、解約するものです。以上です。

議 長（岩井） ただ今の報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。
特に発言がないようですので、報告第6号を終わります。

議長（岩井） 次に、報告第7号「法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の2ページ報告第7号と参考資料の3ページをご覧ください。

令和元年10月1日付け、日記第288号、299号、令和元年10月24日付け日記第302号、令和元年10月29日付け日記第303号の農地の転用事実に関する照会書について、10月11日と11月5日に農業委員3人と事務局で現地調査を行い回答したので報告いたします。

1番の所在は大字上市川字三方塚の畑が2筆、面積は合計●●㎡、現況は山林と判断いたしました。

2番の所在は同じく大字上市川字三方塚●●、面積は●●㎡、こちらは畑と判断いたしました。

3番の所在は大字豊間内字地蔵平●●、現況は山林と判断いたしました。

4番の所在は大字上市川字大谷地●●、現況は田と判断いたしまして、報告しました。以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。

特に発言がないようですので、報告第7号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の担当調査委員は、11番 三浦弘文委員と12番 豊川敏雄 委員です。調査委員席に着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に日程第4、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

ここで、議案第26号の1番と2番については、●●委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議

事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。
ここで、暫時休憩とします。

(●●委員 退席)

議長(岩井) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
事務局より説明をお願いします。

事務局(川村) 今月の農地法第3条の許可申請について説明します。
議案書の4ページ議案第26号と参考資料の17ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1議案5件です。

1番、3番、4番は、売買による所有権移転に関する件、2番、5番は贈与による所有権移転に関する件です。

1番の農地の所在は、大字倉石又重字古川代●●、田、●●m²、
大字倉石又重字東ノ沢●●、畑、●●m²、計2筆、面積は合計●●
m²です。

2番の農地の所在は、字姥堤●●、田、面積は●●m²です。

議長(岩井) ただ今の説明に関連して、調査員を代表して三浦弘文 委員
から調査結果の報告をお願いします。

三浦弘文調査員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いた
します。

議案書の4ページ議案第26号と参考資料の17ページをご覧ください。

11月5日に、岩井会長と豊川敏雄委員及び事務局職員3名で現地調
査を行いました。初めに1番と2番の調査結果を報告いたします。

1番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人の金銭的事情により、
譲受人へ所有する農地を売買するものであります。譲受人は引き続
き水稻や野菜などを作付けするそうです。

2番も、説明のとおり1番と付随する形で、贈与するものであり
ます。譲受人は引き続き管理するそうです。

以上でございます。

議長（岩井） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「金額は」の声あり）

事務局（川村） 1番の売買価格は、●●円、10aあたり●●円です。

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第26号の1番、2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第26号の1番、2番は原案のとおり決定いたしました。
ここで、●●委員を入室させて下さい。

（●●委員 入室・着席）

議長（岩井） 引き続き、議案第26号について3番から説明をお願いします。

事務局（川村） 引き続き説明します。
3番の農地の所在は、大字切谷内字長屋●●、畑、面積は●●㎡です。
4番の農地の所在は、字石仏前の畑、計3筆、面積は●●㎡です。
5番の農地の所在は、大字倉石又重字上川原の田、計2筆、面積は●●㎡です。

3番から5番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに経営規模拡大・農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。

3番の売買価格は、●●円 10aあたり●●円です。

4番の売買価格は、●●円 10aあたり●●円です。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査員を代表して三浦弘文 委員から調査結果の報告をお願いします。

三浦弘文調査員 3番から5番の調査結果を報告いたします。

3番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人から健康上の理由から耕作できなくなり、また農地が隣接していることから申し出があり、譲受人へ所有する畑を売買するものです。譲受人は、長芋の作付けと地力促進を図るため緑肥を交互に行うそうです。

4番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が県外へ勤務していて管理できず、周囲に影響をきたしていることから、譲受人からの申し出により、所有する農地を売買するものであります。譲受人はニンニク、そばなどを作付けするそうです。

5番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が高齢になったため、譲受人へ所有する田を贈与するものです。譲受人は、引き続き水稻を作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第26号の3番からについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第26号の3番からは原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第27号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の6ページ議案第27号と参考資料の27ページをご覧

下さい。今月の農地法第4条許可申請は1議案1件です。

農地の所在は大字倉石石沢字砂地平●●、地目は畑、転用目的は倉庫用地と通路になります。農地区分はその他の2種農地と判断いたします。以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査員を代表して豊川敏雄 委員から調査結果の報告をお願いします。

豊川敏雄調査員 農地法第4条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

議案書の6ページ議案第27号と参考資料の29ページをご覧ください。3条申請と同じく11月5日に岩井会長、三浦弘文委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、農業機械や資材を保管する倉庫が必要なため、自宅に隣接し作業及び管理に都合の良い申請地に、農業用倉庫やニンク乾燥小屋を建設するため倉庫用地としての転用と、隣接する自宅や倉庫に公道から通じる通路が必要なため、一部を通路として利用するため転用する計画です。

申請地は、第2種農地で昭和49年より申請人の父が転用許可を受けないまま建築していたため、許可申請をするものです。県知事宛の始末書を添付しております。

周囲の状況は、北側は自己所有の畑、東側は町道、南側は畑及び宅地で西側は自己所有の宅地であり、農業生産に支障が出ないよう隣地の畑からは十分に距離を置いており、周囲に影響がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 27 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

調査員の方々、ありがとうございました。

調査員席へお戻り下さい。

議長（岩井） 次に、議案第 28 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは議案書の 7 ページ議案第 28 号をご覧ください。

五戸町長より令和元年 10 月 25 日付け、五農林第 261 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。

1 議案 4 件で合計面積は●●㎡です。

1 番から 3 番までは町有地で賃貸借、賃借料は 10a あたり●●円です。

1 番の農地の所在は大字倉石又重字前田内沢の畑が 1 筆、面積は●●㎡、再設定で 2 年間の賃貸借です。

2 番の農地の所在は大字倉石又重字中崎の畑が 1 筆、面積は●●㎡、再設定で 2 年間の賃貸借です。

3 番の農地の所在は大字倉石石沢字駒袋の畑が 2 筆、面積は合計●●㎡、新規で 3 年間の賃貸借です。

4 番の農地の所在は大字上市川、田が 10 筆、畑が 13 筆、合計 23 筆、面積は●●㎡です。新規で 20 年間の使用貸借になります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8 番（竹原） 3 番の●●は今回初めて出ていましたか。

事務局（黒沢） いいえ、前にもあります。浅田の台地を借りたりしています。

8 番（竹原） 今回は再更新ではなく、新規。

事務局（黒沢） はい、前に別の法人が借りていたのを解約した農地でありま

す。そこを今●●が借りて作付けするものです。

8 番（竹原） 私も場所も見たことはあるが、何を作付けするのか。

事務局（黒沢） ニンニクとなっております。

8 番（竹原） その他にも農地を借りて何か作付けしていますか。

事務局（黒沢） はい、ニンニクと自分の所有地にはりんごを栽培しています。

8 番（竹原） 場所はどの辺なのか。

事務局（黒沢） 浅田の台地工区内です。

8 番（竹原） 今回、倉石地区は駒袋が初めてですか。

事務局（黒沢） はい、初めてです。

議 長（岩井） その他、ございませんか。

19 番（中川原） ●●の法人の主たる目的、農業生産法人になるのか、ならないのかその辺をお知らせいただきたいと思います。

事務局（黒沢） [法人の事業等についての説明]

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 28 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 28 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（岩井） 次に、議案第 29 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の 10 ページ議案第 29 号と参考資料の 45 ページをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1 番の大字倉石中市字下屋敷の畑、1 筆について 10 月 11 日に所有者の家族より、10 年以上耕作しておらず自然荒廃しており、農地に復元することが困難であるとの申し出があったものです。

令和元年 11 月 5 日の農地調査会で確認した結果、農地法の運用について第 4 の（4）に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものでございます。1 筆、●●㎡でございます。

以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 29 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 29 号は、非農地とすることに決定いたしました。

議 長（岩井） 次に、議案第 30 号「五戸町農業委員会非農地通知事務取扱要領の制定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔議案第 30 号の説明〕

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 30 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 30 号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、令和元年第 7 回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和元年11月11日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員